

## 2023年度事業計画

### I 基本方針

#### 1 福祉サービス第三者評価事業をめぐる動向

福祉サービス第三者評価事業（以下、「第三者評価」という。）は、受審率の伸び悩み、都道府県推進組織における体制や取組み状況の差異、評価機関の体制強化や評価調査者の資質の向上など、様々な課題が指摘されている。

そういった中、全国社会福祉協議会は2022（令和4）年3月に「福祉サービス第三者評価事業の改善に向けて～福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書～」をまとめており、第三者評価の見直しに向けた議論の進展が期待される。

一方、厚生労働省は令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の一つとして「保育の質における第三者評価および自己評価に関する調査研究」を実施した（当法人が補助金を受けて実施）。それは保育所評価の何等かの見直しにつながる可能性もあり、今後の動向を注視していく必要がある。

また、全国救護施設協議会や全国自立援助ホーム協議会では第三者評価の理解や受審の促進に取り組む動きがあり、評価機関における積極的な対応が求められる。

#### 2 私たちの取組み方針

上記の現状認識に基づき、評価調査者の資質の向上を図り、全国の評価調査者相互の交流を進めることなどにより評価活動の健全な発展に寄与していく。

具体的には、研修内容の充実や都道府県推進組織等への積極的な講師派遣による評価調査者の資質向上などに取り組むとともに、全国社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携を図る。

また、事業活動を通じた会員の拡充と相互交流により組織基盤の強化に努めていく。

### II 事業活動（定款の定めに基づく整理）

#### 1 評価調査者の研修事業（定款第4条の1）

##### ① 第1回（6月25日）

テーマ：保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究－調査結果の概要－

テーマ：保育の特徴と第三者評価に期待するもの

##### ② 第2回（8月頃）

テーマ：保育所に対する第三者評価のポイント（複数のテーマ設定による連続

講座)

③ 第3回(12月頃)

テーマ：評価調査者に求められるスキル

2 第三者評価事業に関する調査研究(定款第4条の2)

評価調査者の資質向上のための研修体系の検討や評価機関の取組み状況を把握するため、以下の取組みを行う。

- ① 評価調査者に対する体系的研修を検討する委員会の設置
- ② 上記の各研修会の実施時にテーマに応じた評価機関等の取組み状況を把握、周知

3 講師の派遣(定款第4条の4)

全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織、評価機関等が実施する研修に対し、積極的に講師を派遣する。

4 会員相互の学び、交流(定款第4条の5)

以下の方法や機会を通じて会員相互の学びや交流の機会を充実させる。

- ・ ホームページの充実やEメールによる計画的な情報発信(事業活動報告、関係機関の情報の提供など)。
- ・ 会員等からの相談への対応

5 関係機関との連携(定款第4条の6)

厚生労働省、全国社会福祉協議会・福祉サービスの質の向上推進委員会、都道府県推進組織等との連携・協力を進める。

- ・ 意見交換等の実施、委員会委員就任、研修講師など

6 そのほか、本会の目的に沿った事業(定款第4条の7)

上記のほか、本会の目的に沿った事業を実施する。

### III 組織活動

1 会員

以下の方法等により会員加入を促進する。

[目標 120人・2023年4月1日現在の会員数 106人]

- ・ パンフレットの配布
- ・ 主催研修での加入奨励
- ・ 全社協、都道府県研修等での講師受任の機会活用

## 2 定時総会

以下のとおり開催する。

期日：2023年6月25日（日）午後1時30分

議案：2022年度事業報告・決算

2023年度事業計画（案）・予算（案）

## 3 理事会

本会の適切な事業運営及び予算執行を行うため適宜理事会を開催する（年4回程度）。

第1回 4月15日（土） 午後2時

第2回 6月25日（日） 午前11時30分

第3回 10月

第4回 2月

## 4 委員会と担当理事（「Ⅱ事業活動」欄の再掲）

### ① 研修委員会

講師派遣、講師リスト作成、研修テキスト開発 など

### ② 企画委員会

調査研究の企画および実施、全国研究大会の企画および実施 など

### ③ 渉外委員会

ホームページの作成および活用、広報活動 など

## 5 事務局

### ① 会員の管理及び会費の管理

### ② パンフレットの作成、ホームページの運営

### ③ 各種事業にかかる実務

### ④ 会計業務

### ⑤ 担当理事、委員会のフォロー（進捗状況の把握など）

### ⑥ 諸規程の整備